

兵庫県公報

平成26年 5月30日 金曜日 第 2598 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課).....	1
土地改良区役員の退任及び就任の届出(同).....	1
土地改良区の定款の変更認可(同).....	2
保安林の指定解除(豊かな森づくり課).....	2
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水大気課).....	2
公共測量が終了した旨の通知(契約管理課).....	3
阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可(道路街路課).....	3
中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可(同).....	4
港湾法第56条の4第2項の規定に基づく港湾管理者の監督処分(港湾課).....	4
景観影響評価準備書の縦覧等(都市政策課).....	5
都市公園の区域変更(公園緑地課).....	6
道路の位置指定(建築指導課).....	6
歳入の徴収事務の委託(県立歴史博物館).....	6
公 告	
県有地の一般競争入札による売払い(管財課).....	7
大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課).....	8
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(建築指導課).....	9
選挙管理委員会告示	
平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部改正.....	10

告 示

兵庫県告示第485号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成26年 5月30日

兵庫県知事 井戸敏三

別所土地改良区

退任役員

役員の区分
理事

氏 名
石田幸彦

住 所
三木市別所町西這田147番地

~~~~~

### 兵庫県告示第486号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年 5月30日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 神戸市栄・木幡土地改良区

##### 退任役員

役員の区分  
理事

氏 名  
財田正義

住 所  
神戸市西区押部谷町栄133番地の1

##### 就任役員

|       |         |                   |
|-------|---------|-------------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
| 理 事   | 山 口 勝 幸 | 神戸市西区押部谷町栄602番地の1 |



兵庫県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成26年 5月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称   | 認可年月日       |
|------------|-------------|
| 加古川西部土地改良区 | 平成26年 5月 8日 |



兵庫県告示第488号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成26年 5月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
佐用郡佐用町上秋里字彌治郎畑684の65から684の68まで、684の70から684の72まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養かん
- 3 解除の理由  
道路用地とするため



兵庫県告示第489号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 5月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号  
常務執行役員高砂工業所長 川 勝 厚 志
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号
  - (3) 特定施設に関する事項

| 種 類               | 33号リ 廃ガス洗浄施設<br>(No. 1) | 33号リ 廃ガス洗浄施設<br>(No. 2)   |
|-------------------|-------------------------|---------------------------|
| 能 力               | 230m <sup>3</sup> N / 時 | 1,200m <sup>3</sup> N / 時 |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 許可後                     | 同 左                       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | 着手後1箇月                  | 同 左                       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | 完成後                     | 同 左                       |

|                                                 |                         |            |     |       |       |
|-------------------------------------------------|-------------------------|------------|-----|-------|-------|
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                             |                         | 9時～17時 8時間 |     | 同 左   |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                   |                         | なし         |     | 同 左   |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値         | 区 分                     | 通 常        | 最 大 | 通 常   | 最 大   |
|                                                 | 水素イオン濃度<br>(水素指数)       | 6～8        | 6～8 | 10～12 | 10～12 |
|                                                 | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) |            |     |       |       |
|                                                 | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 5以下        | 5   | 5以下   | 5     |
|                                                 | 浮遊物質<br>(単位 mg/L)       | 10以下       | 10  | 10以下  | 10    |
|                                                 | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)      | 5以下        | 5   | 5以下   | 5     |
|                                                 | リン含有量<br>(単位 mg/L)      | 0.5以下      | 0.5 | 0.5以下 | 0.5   |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)                    | 2以下                     | 2          | 2以下 | 2     |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日) |                         | 0.2以下      | 0.2 | 0.2以下 | 0.2   |

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年 5月30日から同年 6月20日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第490号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 5月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量(数値地形図作成レベル1000・2500)
- 2 作業期間  
平成25年 7月17日から平成26年 3月24日まで
- 3 作業地域  
姫路市都市部



兵庫県告示第491号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成26年 5月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
川西市

- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3.5.273号 豊川橋山手線
- 3 事業施行期間  
平成26年 5月30日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
川西市絹延町及び美園町地内
  - (2) 使用の部分  
なし



兵庫県告示第492号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 5月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3.5.513号 市之郷線  
3.3.3号 国道線
- 3 事業施行期間  
平成25年10月18日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成25年兵庫県告示第1228号の事業地に姫路市市之郷字高田を加え、日出町三丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
なし



兵庫県告示第493号

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年 5月30日

東播磨港港湾管理者 兵庫県  
代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 行うべき措置の内容  
重要港湾東播磨港に係る放置等の行為を禁止する区域(平成26年兵庫県告示第85号により指定した区域)内にある別表に掲げる船舶及び係留施設等工作物の撤去
- 2 港湾管理者の監督処分  
1に掲げる措置を命ずべき者が、平成26年 6月23日までに当該措置を行わないときは、港湾管理者又はその命じた者若しくは委託した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

| 整理番号 | 船舶番号又は船舶検査済票の番号     | 船舶の種類           |
|------|---------------------|-----------------|
| 11   | 291 - 32965 (係留施設有) | 汽船(船名 PATILLON) |

別表2 別表1以外の船舶

| 所在場所                  | 整理番号 | 船名等種類     | 船舶の種類   | 外色  | 内色 |
|-----------------------|------|-----------|---------|-----|----|
| 加古郡播磨町古宮字小谷 102 10 地先 | 1    | なし(係留施設有) | 無動力船    | 白   | 青  |
|                       | 2    | なし(係留施設有) | 舳(FRP製) | 青   | 青  |
|                       | 4    | なし(係留施設有) | 無動力船    | 白   | 白  |
|                       | 6    | なし(係留施設有) | 無動力船    | 青・白 | 緑  |

別表3 係留施設等工作物

| 所在場所                    | 整理番号 | 名称  | 種類                                          |
|-------------------------|------|-----|---------------------------------------------|
| 加古郡播磨町古宮字小谷 102 10 地先   | 3    | 工作物 | 棧橋(鉄柱3・鉄柵1組・鉄パイプ5本・ロープ1本・木製板2枚・ロープ5本・タイヤ2本) |
|                         | 5    | 工作物 | 看板2枚((株)合同警備)                               |
|                         | 7    | 工作物 | 棧橋(鉄柵1組・グレーチング板2枚・鉄柱1式)                     |
| 明石市二見町西二見字イヤノ上1257 3 地先 | 8    | 工作物 | 杭3本・タイヤ19本                                  |
|                         | 9    | 工作物 | 棧橋(鉄製角材33本)                                 |
|                         | 10   | 工作物 | 棧橋(グレーチング2枚・丸柱2本)                           |

整理番号は、東播磨県民局が整理の必要上付した番号である。



兵庫県告示第494号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成26年 5月30日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 株式会社美方  
 代表者の氏名 新井 宏 昌  
 住所 福井県三方郡美浜町金山36 7 5
- 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 トップワン小野店  
 所在地 小野市敷地町字クロフカ1638 1、1639 1
- 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課  
 縦覧期間 平成26年 5月30日から 6月12日まで
- 住民意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 平成26年 5月30日から 6月12日まで  
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第495号

兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）第2条の規定により、次のとおり都市公園の区域を変更する。

平成26年 5月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称

兵庫県立尼崎の森中央緑地

2 所在地

尼崎市扇町

3 区域

次の図に示す区域

（「次の図」は省略し、その図面を兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課及び阪神南県民センター尼崎港管理事務所に備え置いて縦覧に供する。）

4 区域変更の期日

平成26年 5月31日



兵庫県告示第496号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成26年 5月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------|---------------|---------------|
| 第H26中播位置<br>0002号 | 26.5.13          | たつの市龍野町中村字前田192番21 | 6.00          | 13.99         |
| 第H26中播位置<br>0003号 | 26.5.13          | たつの市龍野町中村字前田192番19 | 6.00          | 13.83         |



兵庫県告示第497号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県立歴史博物館の観覧料の徴収事務を、テルウェル西日本株式会社に次のとおり委託した。

平成26年 5月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 委託した歳入の名称

兵庫県立歴史博物館観覧料

2 委託した事務の範囲

兵庫県立歴史博物館の利用に係る観覧料の徴収

3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名

神戸市中央区浪花町64

テルウェル西日本株式会社

兵庫支店 支店長 井 上 聖 三

4 委託期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

5 徴収の方法

テルウェル西日本株式会社は、観覧料を受領したときは、観覧料を納めた者に対し、観覧券又は領収書を交付するものとする。

なお、徴収の方法については、兵庫県立歴史博物館の観覧料に係る徴収事務委託契約書による。

## 公 告

### 県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 5月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 入札に付する県有地 売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地              | 面 積<br>(㎡) | 地 目  | 予定価格<br>(千円) | 入札保証金<br>(千円) |
|----------|--------------------|------------|------|--------------|---------------|
| 工        | 淡路市北山字大歳224番 1 ほか  | 500.60     | 宅地   | 4,741        | 475           |
| 才        | 淡路市志筑字天神1347番 2 ほか | 413.11     | 宅地ほか | 5,867        | 587           |

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結することまたは契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
 エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者

- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- 3 入札参加申込み
- (1) 仮申込み  
一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 申込手続  
一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。  
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。
- (3) 受付期間  
平成26年5月29日（木）から同年6月17日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成26年5月29日（木）にあっては午後1時からとする。  
郵送等の場合は、平成26年6月17日（火）消印有効とする。
- 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班  
電話（078）341 - 7711 内線2550・2551
- 5 入札期間、場所及び開札日時
- (1) 入札期間  
平成26年7月1日（火）午後1時から同年7月8日（火）午後1時まで
- (2) 入札場所  
公有財産売却システム上
- (3) 開札日時  
平成26年7月8日（火）午後1時経過後直ちに行う。
- 6 入札方法  
公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）  
なお、この登録は1回に限り行うことができる。
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- 9 入札の無効  
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班  
電話（078）341 - 7711 内線2550・2551

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。
なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年 5月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエー西宮店

所在地 西宮市林田町51 1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三井住友信託銀行株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

代表者の氏名 常 陰 均

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前 9 時から翌午前 0 時まで

イ 変更後

午前 7 時から翌午前 0 時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

駐車場	利用可能な時間帯
地下・屋上駐車場	午前 8 時45分から翌午前 0 時15分まで
隔地駐車場	午前 8 時45分から午後10時まで

イ 変更後

駐車場	利用可能な時間帯
地下・屋上駐車場	午前 6 時45分から翌午前 0 時15分まで
隔地駐車場	午前 6 時45分から午後10時まで

4 変更年月日

平成26年 5月 9 日

5 届出年月日

平成26年 5月 8 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年 5月30日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年 9月30日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

平成26年 5月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡 2 丁目115番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古郡稲美町国岡 6 丁目218番地
福 田 康 治
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年12月11日
兵庫県指令東播(加土)(建)第 1 - 30号(25稲美)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第 9 条並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第 6 条において準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設の指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成26年 5月30日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

社会保険神戸中央病院	同 市北区惣山町 2 丁目 1 1
------------	-------------------

」

を

「

独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院	同 市北区惣山町 2 丁目 1 1
-------------------------	-------------------

」

に、

「

神戸社会保険介護老人保健施設	同 市北区惣山町 2 丁目 1 9
----------------	-------------------

」

を

「

独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院附属介護老人保健施設	同 市北区惣山町 2 丁目 1 - 9
-----------------------------------	---------------------

」

に改める。